

福岡県公報

平成十九年八月二日
第二千七百九号
増刊 ①

目次

告 示 (第千四百六十七号)

福岡県造林事業補助金交付規程の一部を改正する告示 (緑化推進課) …………… 一

告 示

福岡県告示第千四百六十七号

福岡県造林事業補助金交付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十九年八月一日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県造林事業補助金交付規程の一部を改正する告示

福岡県造林事業補助金交付規程 (昭和五十四年十一月福岡県告示第千六百七十六号) の一部を次のように改正する。

第二条第一項中、「別表五」を「別表四」に改める。

別表一から別表四までを次のように改める。

別表1 育成林整備事業

事業の区分		事業主体	事業の規模	補助金の額	事業の実施要件					
育成 単層林 整備	整理伐	市町村、森林整備法人、林業（造林）公社及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律117号）の規定に基づき選定された事業者（PFI事業者）	1 施行地につき、0.1ヘクタール以上	当該事業に要した経費について、知事が査定した額の50パーセント	市町村森林整備事業計画に基づき行う事業とする。ただし、PFI事業者については、対象を市町村有林で行うものに限る。 また、長期育成循環整備については、分収方式によるものを除く。 なお、分収方式解除後の森林施業は、森林整備法人が、分収林契約の契約期間の途中で当該契約を解除した後に継続して実施するものを対象とする。					
	単層林改良									
	人工造林		1 施行地につき、0.1ヘクタール以上 1 事業主体につき、4.0ヘクタール以上							
	保					下刈				
			雪起こし							
			倒木起こし							
			除伐							
			間伐							
	型		特定高齢級間伐							
			枝打ち a・b							
			育			下刈	1 施行地につき、0.1ヘクタール以上			
						雪起こし				
	除伐									
	間伐									
特定高齢級間伐										
育成単層林作業道										
公的 複層林 整備 推進 事業	整理伐	市町村、森林整備法人、林業（造林）公社及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律117号）の規定に基づき選定された事業者（PFI事業者）	1 施行地につき、0.1ヘクタール以上 1 事業主体につき、4.0ヘクタール以上	当該事業に要した経費について、知事が査定した額の50パーセント	市町村森林整備事業計画に基づき行う事業とする。ただし、PFI事業者については、対象を市町村有林で行うものに限る。 また、長期育成循環整備については、分収方式によるものを除く。 なお、分収方式解除後の森林施業は、森林整備法人が、分収林契約の契約期間の途中で当該契約を解除した後に継続して実施するものを対象とする。					
	人工林整理伐									
	受光伐					抜き伐り				
						枝払い				
	樹下植栽等									
	複層林改良					下刈 雪起こし 倒木起こし 除伐 間伐				
	保						植 栽 型			
								育	天然更新型	
										下刈
										雪起こし
	除伐									
	間伐									
	育成複層林作業道									
	機能増進保育					抜き伐り等 機能増進保育作業道				
特定間伐	間伐									
	枝打ち									
	林床保全整備									
	特定間伐作業道									
誘導伐	抜き切り									
	枝払い									
樹下植栽等										
長期育成循環改良	下刈 雪起こし 倒木起こし 除伐 間伐									
保		植 栽 型								
			育	天然更新型						
					下刈					
					雪起こし					
除伐										
間伐										
長期育成循環作業道										
付帯施設等整備	鳥獣害防 止施設等 整備 鳥獣害防止施設等 標識類等									

流域育成林整備事業	育成単層林整備	整理伐		地方公共団体、森林組合、生産森林組合、森林整備法人、民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された公益法人、森林法施行令（昭和26年政令第276号）第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等及び森林法施行令第11条第8号に規定する団体、森林施業計画の認定を受けた者及び市町村と森林整備に関する協定を締結した森林所有者	1 施行地につき、0.1ヘクタール以上 1 施行地につき、0.1ヘクタール以上 1 事業主体につき、4.0ヘクタール以上（ただし、生産森林組合が事業主体の場合には3.0ヘクタール以上、森林施業計画の認定を受けた者、市町村と森林整備に関する協定を締結した森林所有者及び森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等が事業主体の場合には0.5ヘクタール以上）	当該事業に要した経費について、知事が査定した額の40パーセント	市町村森林整備事業計画に基づき行う事業とする。	
		単層林改良						
		人工造林						
		保	植栽型					下刈
								雪起こし
								倒木起こし
								除伐
								間伐
		育	天然更新型					特定高齢級間伐
								枝打ち a・b
	下刈							
	雪起こし							
	除伐							
	育成単層林作業道							
	育成複層林整備	整理伐		1 施行地につき、0.1ヘクタール以上 1 事業主体につき、4.0ヘクタール以上（ただし、生産森林組合が事業主体の場合には3.0ヘクタール以上、森林施業計画の認定を受けた者、市町村と森林整備に関する協定を締結した森林所有者及び森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等が事業主体の場合には0.5ヘクタール以上）	当該事業に要した経費について、知事が査定した額の40パーセント	市町村森林整備事業計画に基づき行う事業とする。		
		人工林整理伐						
		受光伐	抜き伐り 枝払い					
		樹下植栽等						
		複層林改良						
		保	植栽型				下刈	
							雪起こし	
							倒木起こし	
							除伐	
							間伐	
育	天然更新型	下刈						
		雪起こし						
		除伐						
		間伐						
		育成複層林作業道						
機能増進保育		抜き伐り等 機能増進保育作業道	1 施行地につき、0.1ヘクタール以上 1 事業主体につき、4.0ヘクタール以上（ただし、生産森林組合が事業主体の場合には3.0ヘクタール以上、森林施業計画の認定を受けた者、市町村と森林整備に関する協定を締結した森林所有者及び森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等が事業主体の場合には、0.5ヘクタール以上）	当該事業に要した経費について、知事が査定した額の40パーセント	市町村森林整備事業計画に基づき行う事業とする。			
特定間伐		間伐 枝打ち 林床保全整備 特定間伐作業道						
長期育成循環整備	誘導伐					抜き切り 枝払い		
	樹下植栽等							
長期育成循環改良								
保	植栽型	下刈						
		雪起こし						
		倒木起こし						
		除伐						
		間伐						
育	天然更新型	下刈						
		雪起こし						
		除伐						
		間伐						
		長期育成循環作業道						
付帯施設等整備		林内作業場等 林床保全整備 高性能林業機械作業道 鳥獣害防止施設等整備 鳥獣害防止施設等 標識類等	1 施行地につき、0.1ヘクタール以上 1 事業主体につき、4.0ヘクタール以上（ただし、生産森林組合が事業主体の場合には3.0ヘクタール以上、森林施業計画の認定を受けた者、市町村と森林整備に関する協定を締結した森林所有者及び森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等が事業主体の場合には、0.5ヘクタール以上）	当該事業に要した経費について、知事が査定した額の40パーセント	市町村森林整備事業計画に基づき行う事業とする。			

別表2 共生環境整備事業

事業の区分		事業主体	事業の規模	補助金の額	事業の実施要件	
森林空間総合整備事業	全体計画調査	市町村	概ね50ヘクタール以上のまとまりのある森林	当該事業に要した実行経費の70パーセント	市町村森林整備事業計画に基づき行う事業とする。	
	共生林整備	樹木等の植栽・播種				当該事業に要した標準経費の70パーセント
		雑草木の除去				
		不用木の除去・不良木の淘汰				
		枝葉の除去				
		林間広場整備				
		土壌条件の改良				
	付帯施設整備	標識類整備				当該事業に要した実行経費の70パーセント
		林内作業場整備				
		駐車場整備				
		防火施設整備				
		溪流路整備				
		環境教育促進施設整備				
		健康増進広場整備				
	林内歩道等整備	林内歩道				
森林空間作業道						
用地等取得	土地取得		当該事業に要した実行経費の40パーセント			
	立木竹取得					
絆の森整備事業	全体計画調査	行政支援タイプは、市町村 市民主導タイプは、森林施業計画の認定を受けた者（森林所有者及び森林組合その他林業事業体を除く。）及び森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等 市民開放タイプは、森林所有者のうち森林施業計画の認定を受けた者又は市町村との森林整備に関する協定を締結した森林所有者 野生生物共生林整備は、市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人、森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等、森林法施行令第11条第8号に規定する団体及び森林施業計画の認定を受けた者	1 施行地の面積が、0.1ヘクタール以上かつ5ヘクタール以上のまとまりがある森林	当該事業に要した実行経費の70パーセント	市町村森林整備事業計画に基づき行う事業とする。	
	共生林整備	樹木等の植栽・播種				当該事業に要した標準経費の70パーセント
		雑草木の除去				
		不用木の除去・不良木の淘汰				
		枝葉の除去				
		林床整備				
		ビオトープの森整備				
	付帯施設整備	水辺環境整備				当該事業に要した実行経費の70パーセント
		原植生回復整備				
		標識類整備				
		林内作業場整備				
		駐車場整備				
		防火施設整備				
		機能保持施設整備				
	給排水施設整備					
林内歩道等整備	林内歩道					
	絆の森作業道					
用地等取得	土地取得	市町村	当該事業に要した実行経費の40パーセント			
	立木竹取得					

別表3 機能回復整備事業

事業の区分			事業主体	事業の規模	補助金の額	事業の実施要件				
保全松林緊急保護整備事業	保全松林健全化整備	衛生伐	市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人及び森林法施行令第11条第8号に規定する団体	1 施行地につき、0.1ヘクタール以上	当該事業に要した標準経費の70パーセント	松くい虫被害対策事業実施要領（平成9年4月1日付け9林野造第82号林野庁長官通知）に基づき公益的機能の高い健全な松林の整備を行う事業とする。				
		衛生伐作業道								
	松林保護整備事業	育成単層林整備					整理伐			
							単層林改良			
							人工造林			
							保 育	植 栽 型	下刈	
									雪起こし	
									倒木起こし	
								天然更新型	除伐	
									間伐	
									下刈	
							育成複層林整備	保 育	雪起こし	
									除伐	
									間伐	
								土壌改良		
								育成単層林作業道		
								付帯施設等整備	鳥獣害防止施設等整備	鳥獣害防止施設等
	標識類等									
	改 良	特定林地改良作業道								
										鳥獣害防止施設等整備
							標識類等			
	特定森林	耕作放棄地					市町村			1 施行地につき、0.1ヘクタール以上
								整理伐		
単層林改良										
人工造林										
保 育			植 栽 型	下刈						
				雪起こし						
				倒木起こし						
			天然更新型	除伐						
				間伐						
				枝打ち a・b						
育成単層林整備			保 育	下刈						
				雪起こし						
				除伐						
間伐										
育成単層林作業道										
整理伐	受光伐	抜き伐り								
		枝払い								

造成事業	等森林造成	樹下植栽等							
		複層林改良							
		育成複層林整備	保育					植栽型	下刈
									雪起こし
								天然更新型	倒木起こし
									除伐
		育成複層林作業道							
		付帯施設等整備	生育環境補完整備						
			林内作業場及び林内かん水施設整備						
			鳥獣害防止施設等整備						鳥獣害防止施設等
標識類等									
造林未済地緊急造林	人工造林								
	育成単層林整備	保育		植栽型					
					下刈				
被害地等森林整備事業	育成単層林整備	整理伐		市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人及び森林法施行令第11条第8号に規定する団体	1 施行地につき0.1ヘクタール以上 1 事業主体につき、0.5ヘクタール以上	当該事業に要した経費について、知事が査定した額の40パーセント	森林被害の復旧等諸々の条件に応じた森林造成等を行う事業とする。ただし、市町村が事業主体となることができるのは、森林整備協定造林として行う場合に限る。また、森林所有者が育成単層林整備の保育（植栽型）（倒木起こしを除く。）を行う場合は、保安林等に限る。		
		単層林改良							
		人工造林							
		保育	植栽型					下刈	
								雪起こし	
								倒木起こし	
								除伐	
		天然更新型	間伐					下刈	
								雪起こし	
								除伐	
								間伐	
		育成単層林作業道							
		整理伐							
		受光伐	抜き伐り						
			枝払い						
		樹下植栽等							
		複層林改良							
		育成複層林整備	保育					植栽型	下刈
									雪起こし
								天然更新型	倒木起こし
									除伐
		育成複層林作業道							
		機能増進保育	抜き伐り等						
			機能増進保育作業道						
		付帯施設等整備	鳥獣害防止施設等整備					鳥獣害防止施設等	
								標識類等	

別表4 長期作業道及び作業道等

事業の区分		事業主体	事業の規模	補助金の額	事業の実施要件
長期継続使用作業道	育成単層林作業道 育成複層林作業道 機能増進保育作業道 特定間伐作業道 長期育成循環作業道 森林空間作業道 絆の森作業道 高性能林業機械作業道 特定林地改良作業道 衛生伐作業道	該当する事業に準じる。	下刈を除く造林予定面積が概ね3ヘクタール以上	当該事業に係る補助率とする。	当該補助対象造林事業の実施面積1ヘクタール当りの延長は、概ね300メートルを限度とする。 また、各事業計画期間内での造林計画の達成が確実であること。
上記以外の作業道等	作業道等	該当する事業に準じる。 ただし、森林所有者が事業主体となれるのは、車道幅員1.8メートル未満のもののみ。	下刈を除く造林予定面積が概ね3ヘクタール以上 ただし、車道幅員1.8メートル未満のものについては、当該面積が採択規模以上		造林計画の期間は3年以内とし、当該補助対象造林事業の実施面積1ヘクタール当りの延長は、車道幅員1.8メートル以上については概ね300メートル、車道幅員1.8メートル未満については概ね500メートルを限度とする。 また、各事業計画期間内での造林計画の達成が確実であること。

別表五を削る。

附則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の福岡県造林事業補助金交付規程の規定は、平成十九年度の補助金から適用する。

定価 一箇月六、三五〇円（税込・郵便料別）